

手順書：栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連

18. 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入(7-1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(末梢血管の状態に基づく末梢静脈点滴実施の困難さ、食事摂取量等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、末梢留置型中心静脈注射用カテーテル(PICC)を挿入する

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

1. 末梢静脈ラインの確保が困難である場合
2. 末梢ラインによる血管外漏出、静脈炎がある場合
3. 中心静脈ラインでのみ投与可能な薬剤の使用が考慮される場合
4. その他、医師が PICC 確保が必要と判断した場合 (頸部大手術前など)

病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化なし
- バイタルサインの変化なし
- 出血傾向なし
- 超音波にて安全に実施可能な穿刺静脈が確認される

担当医師に直接連絡し指示をもらう

病状の範囲内

【診療の補助内容】 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

- 【特定行為を行うときに確認すべき事項】
- 意識状態の変化
バイタルサインの変化
どれか一項目でもあれば、下記の確認をして担当医に連絡
- 出血
 - 不整脈出現の有無
 - 皮下気腫

担当医師に直接連絡し指示をもらう

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】 担当医師

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師の携帯電話、PHS 等に直接連絡
2. 診療記録への記載